

ツーク州における新型コロナウイルス感染症対策独自措置について

【ポイント】

● ツーク州における新型コロナウイルス感染症対策独自措置

【本文】

ツーク州は、7月13日から独自に新型コロナウイルス感染症対策として以下の追加措置を実施します。

1 着席形式ではない飲食店において、入店者数を同時に100人以内（屋内では30人以内）に制限する。

2 バーやクラブにおいて、店側は、客の氏名を身分証明書に基づき確認の上、客が申告した電話番号が正しいものであることを確認する。

3 公私にわたるイベントについては、次のとおりとする。

（1）30人以内の規模

特段の追加的条件を設けることなく実施可能。

（2）31人から300人規模

社会的距離（1.5m）の確保又は感染防止措置（マスク着用等）が遵守不可能な場合、屋内における同一空間内の人数を30人、屋外においては100人以内に制限した上、かつ、イベント参加者の連絡先リストを作成することで実施可能。

（3）300人を超える規模

社会的距離（1.5m）の確保又は感染防止措置（マスク着用等）の措置が講じられている場合にのみ実施可能（連邦の規則と同じ）。

（4）100人以内の家族又は友人間のイベントについては、空間の分割は不要。

○ ツーク州

・ 新型コロナウイルス関連ページ（ドイツ語のみ）

<https://www.zg.ch/behoerden/gesundheitsdirektion/amt-fuer-gesundheit/corona>

※当該追加措置は、リンク先ページ内の真ん中から下にかけて記載。

（連絡先）

○ 在スイス日本国大使館 領事班

電話：031 300 2222

Fax：031 300 2256

メール：consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

（メール配信停止手続き）

○在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合
帰国・転出届

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>